



Title	中国における法人処罰をめぐる近時の動向（1）：コンプライアンス・プログラムの導入に向けて
Author(s)	朱, 一帆
Citation	阪大法学. 2025, 75(1), p. 169-193
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101428
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における法人处罚をめぐる 近時の動向（1）

——コンプライアンス・プログラムの導入に向けて——

朱 一帆

はじめに

第一章 中国における法人处罚の立法沿革

第一節 否定期

第二節 定着期

第三節 発展期

第二章 中国における法人处罚の司法実践

第一節 法人处罚の認定について

第二節 裁判例

第三節 まとめ（以上、本号）

第三章 法人犯罪規制のための新たな展開

第一節 事件に関与した企業のコンプライアンス・プログラム改革

第二節 改革の課題に関する手続法上の検討

第四章 刑法におけるコンプライアンス・プログラムの促進

第一節 法人处罚の伝統的な見解とコンプライアンス・プログラム

第二節 組織モデルの法人处罚をとる見解とコンプライアンス・プログラム

第三節 客観的義務違反に基づく法人处罚をとる見解とコンプライアンス・プログラム

第四節 法人犯罪の成立以外に関わるコンプライアンス・プログラムの促進についての議論

第五節 議論の検討

おわりに

はじめに

コンプライアンス・プログラムとは、企業が自主的に実施する法令遵守のためのシステムティックな取組みを指す。⁽¹⁾このような取組みによって遵守しようとする法令は、必ずしも「刑法」に限られないが、コンプライアンス・プログラムの刑事法上の意義として、事前の犯罪予防、事中の犯罪成立阻却、および事後の刑事訴訟における刑の減輕ないし免除や訴追の免除などの機能がある。また、国家の側から見れば、司法の職能の一部を企業に委ねるという側面があり、起訴、犯罪成立および量刑についてのインセンティブを設けることで、企業内部における従業員などによる犯罪の予防、および、犯罪発覚後の調査の協力などの機能を促進することが期待されよう。⁽²⁾

以上のようなコンプライアンス・プログラムとそれに付随する制度は、英米法に由来するものであるが、ZTE 社の事件と HUAWEI 社の事件の後、中国の刑法界においても研究のブームを呼んでいる。さらに、司法実務においても、2020年に、中国の最高人民検察院（以下、最高検という）の主導により、「企業コンプライアンス改革」⁽³⁾という企業へのコンプライアンス・プログラムの導入に関わる新たな制度が始まっている。⁽⁴⁾現在の改革は、主に法人犯罪について、訴追免除など特定のインセンティブを導入することで、企業内にコンプライアンス・プログラムを確立させることを促進し、さらに法人犯罪の予防および刑事手続の効率化を図ることを目的としている。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

しかしながら、このような改革路線は、現在の中国における法人处罚の実態にそぐわず、場合によっては矛盾していると評価されかねないものである。そのため、近時、中国においては、コンプライアンス・プログラムおよび上記改革との関係で、法人处罚の根本的な理解も含めた、さまざまな諸問題が呈示されて議論となっている。また、現在の改革では手続上のインセンティブのみが設けられているものの、上記の法人处罚に関する新たな議論も踏まえたうえで、実体法におけるコンプライアンス・プログラムの役割についても検討が進められている。本稿では、これらの問題について検討を行うこととしたい。以下で

は、まず、中国における法人処罰をめぐる従来の立法と司法の沿革について紹介する。そのうえで、コンプライアンス・プログラムおよび上記改革に関連する法人処罰の諸問題を挙げ、それをめぐる中国の近時の理論動向などについて検討する。⁽⁷⁾

第一章 中国における法人処罰の立法沿革

中国における法人処罰の立法沿革は、概ね否定期、定着期、発展期の三段階に分けることができる。

第一節 否定期

中華人民共和国建国の1949年から改革開放政策が始まった1978年まで、法人処罰に関する規定は中国に存在しなかった。主な原因は以下の3点であると考えられる。

第一に、1978年以前の中国は法システムが未だ整備されておらず、法人という概念の定義や体系的な刑法規定のいずれも欠いていた。

第二に、改革開放以前、中国は厳格な計画経済体制を実施していた。企業などの法人はすべて公営の組織であり、組織の構成が比較的単純であったことから、犯罪行為を行う動機や客観的条件が不足していた。⁽⁸⁾そのため、実務において、法人犯罪のような行為は極めて稀であった。⁽⁹⁾

第三に、中国の刑法はソ連刑法に大きな影響を受けている。ソ連刑法は「個人責任」を堅持し、法人犯罪の存在を徹底的に否定した。⁽¹⁰⁾そのため、当時の中国刑法理論界においても「法人は犯罪主体にはなり得ない」という認識で一致していた。

第二節 定着期

1979年から1987年にかけては、中国において法人処罰は萌芽の段階にあった。

1979年に制定された『中華人民共和国刑法典』（以下、旧刑法という）の起草過程において、法人の刑事責任を規定すべきかどうかという問題が提起されたが、立法者は「自然人のみが犯罪主体となりうる」という法人処罰否定説を採用したため、旧刑法には法人処罰が規定されなかった。しかし、改革開放の

進展に伴い、事実として法人による犯罪が出現したため、旧刑法は、このような犯罪に対して、法人自体を処罰するのではなく、当該法人の代表者や犯罪に積極的に関与したその他の自然人を「直接責任者」として処罰すると規定した。⁽¹³⁾ このような処罰方法は中国において「転嫁罰」と呼ばれている。例えば、旧刑法第127条（商標盜用罪）は、「商標管理法規に違反して工業・商業企業体が他の企業に登録された商標を盜用した場合、直接の責任者に対して、3年以下の有期懲役、拘役あるいは罰金を科す」と規定していた。このように、この時期の旧刑法には法人による犯罪に関するいくつかの規定が存在していたが、その罰則の適用対象は自然人に限られており、法人そのものを処罰対象とはしない立場が採られていた。

しかしながら、改革開放後の実務において法人の違法行為が急速に増加したため、法人処罰肯定説は次第に立法機関の注目を集めようになった。

1987年に公布された『中華人民共和国税関法』第47条第4項では、「企業・事業体（単位）・国家機関・社会団体が密輸罪を犯した場合、司法機関はその主管者および直接責任者に刑事責任を追及する。その単位については罰金を科し、密輸した貨物・物品・密輸の輸送用機器および違法所得の没収を科す。」と規定されていた。「その単位については罰金を科し」という文言は、付属刑法において法人に対する刑罰が初めて規定されたものであると評価されている。⁽¹⁴⁾ さらに、1988年に、立法機関は『密輸罪の処罰に関する補充規定』と『汚職罪・賄賂罪の処罰に関する補充規定』という2つの単行刑法を公布した。これらにより、企業・事業体（単位）・国家機関・社会団体が、密輸罪・外国為替闇取引罪・収賄罪・贈賄罪の主体となりうることが法律上明確にされた。また、「法人に罰金を科すと同時に、行為者にも刑事責任を追及する」という形式の法人処罰が初めて法律に規定された。⁽¹⁵⁾ その後、立法機関は、類似の形式で『中華人民共和国鉄道法』および『中華人民共和国对外貿易法』における3つの犯罪を規定したほか、10部の単行刑法においておよそ60種類の法人犯罪が規定された。⁽¹⁶⁾

第三節 発展期

第一款 現行法人处罚の制定過程の概観

旧刑法施行以来、立法機関は社会の変化に応じ、多数の単行刑法と付属刑法を公布してきたことから、中国の刑罰法規は刑法典以外にも分散する状況が生じた。この状況に対して、中国刑法学界からは、多くの批判が寄せられ、刑法の機能を効率的に発揮させるため、旧刑法以来の刑法規範を統合した新たな刑法典の制定が必要であると提唱された。その声を受けた立法機関は、1988年に新たな刑法典の起草作業を開始し、1997年に現行『中華人民共和国刑法典』⁽²¹⁾（以下、現行刑法という）を公布した。現行刑法の制定過程においては、非自然人（組織体）による犯罪を体系的に規定することが企図されたが、非自然人による犯罪の名称やその規定形式についてはさまざまな議論が交わされた。

非自然人による犯罪の名称については、次の二つの見解があった。多数説は、「⁽²²⁾単位犯罪」という名称を支持していた。「単位」については、法的定義はないものの、中国において企業などの組織体を指し、その組織体が法人格を持っているかどうかを問わない。多数説の根拠としては、中国の場合、非自然人による犯罪には、法人による犯罪だけでなく、非法人団体や法人の支店、内部機関による犯罪も含まれており、「法人犯罪」という表現ではそれらを包含できない点、また、「法人および他の組織体犯罪」という記述では意味が不明確であるという点が挙げられた。⁽²⁴⁾もう一つの見解は、「法人犯罪」という名称を支持するものである。その理由は以下の通りである。「単位」は法的概念ではなく、その意味が曖昧で理解しにくい。これに対して、「法人」は法的概念であり、「法人犯罪」という表現は国際的にも通用する概念である。さらに、法人以外の組織体による犯罪については、「法人以外の組織体が犯罪を犯した場合、この組織体は法人として取り扱われる」と規定することで対応可能であると考えられた。⁽²⁵⁾現行刑法の制定状況に見られる通り、「単位犯罪」という名称が最終的に支持されている。

非自然人による犯罪をどのように規定するかについては、次の三つの見解があった。一つ目は、総則において単位犯罪の处罚の原則を概括的に規定し、各則では単位による犯罪についての具体的な規定を設けないという形式である。

その理由は、単位による犯罪が極めて多いため、各則でこれらをすべて具体的に規定するのが難しいことに基づく。二つ目は、総則において単位犯罪の処罰の原則を概括的に規定し、各則では単位が実施可能な犯罪およびその処罰を具体的に規定するという形式である。三つ目は、刑法典とは別に単位犯罪の單行刑法を別途制定し、その総則において単位犯罪の概念や処罰原則などを規定し、各則で単位による具体的な犯罪の構成要件や処罰を詳細に規定するという形式である。⁽²⁶⁾ 以上の見解に対して、立法機関は次のように判断した。一つ目の見解によれば、どのような犯罪で単位が処罰されるか、すなわち、処罰の限界が実務上明らかにされないという問題があり、三つ目の見解によれば、別途單行刑法を制定することは立法コストが高くなるという欠点があるとされた。そのため、二つ目の見解が採択された。⁽²⁷⁾

したがって、最終的に公布された現行刑法では、総則において単位犯罪に関する一般的な規定が設けられ、各則において、単位が主体となりうると想定される犯罪の条文に、単位に対する処罰が規定されている。本節では、現行刑法における単位犯罪に関する規定について紹介する。

第二款 現行刑法総則における単位犯罪の規定

現行刑法は、総則の第2章「犯罪」に第4節「単位犯罪」を独立して設置し、二つの条文を通じて単位の刑事責任の範囲と処罰原則について規定している。

第一項 単位の刑事責任の範囲

現行刑法の制定過程において、単位犯罪という概念についてどのような条文を設置すべきか、つまり、どのような場合に単位犯罪が成立するとすべきかが検討の中心となった。この過程では、立法機関は主に「単位のために不法な利益を図る」と「単位の決定機構の決定または責任者の決定」という2つの要件によって、単位犯罪を定義していた。例えば、1996年以降の『刑法（草案）』の第3稿から第7稿においては、第30条草案として、「単位犯罪とは、会社・企業・事業単位・機関・団体が本単位のために不法な利益を図り、単位の決定機構の決定または責任者の決定によって実行する社会に危害を及ぼす行為である」と規定されていた。しかし、第8期全国人民代表大会の第5回会議において『刑法（草案）』を審議した際、ある代表が「この定義は包括的ではなく、⁽²⁸⁾

各則で規定されたすべての単位犯罪を完全に含むことはできない」との問題を提起した。その結果、正式に公布された現行刑法第30条はこの定義を採択しなかつた。

現行刑法第30条は、「会社・企業・事業単位・機関・団体が、社会に危害を及ぼす行為を実施した場合において、その行為が法律に単位犯罪として規定されているときは、刑事责任を負わなければならない」という文言である。この条文では、単位が刑事责任を負う範囲が以下の三つの文言によって定められている。まず、「会社・企業・事業単位・機関・団体」という文言によって、単位犯罪の主体になりうる組織体の種類が挙げられている。次に、「〔以上の組織体が〕社会に危害を及ぼす行為を実施した」という文言によって、単位それ自身が犯罪を実行できるということを認めているように読める。また、「その行為が法律に単位犯罪として規定されているとき」の文言により、単位が刑事责任を負う犯罪類型は法律で限定されていることが示されている。しかし、第30条は、単位犯罪の主体の列挙⁽³²⁾を除いて、成立要件について明確な規定があるとはいはず、条文に照らしても具体的な取扱いが曖昧なままである。例えば、どのような場合に「単位が行為を実施した」といえるのかについては、条文からは明らかではない。

第二項 単位犯罪の处罚原則

現行刑法第31条は、単位犯罪の处罚形式について規定している。すなわち、「単位が罪を犯した場合、単位に対して罰金を科し、かつ、直接责任を負う主管者とその他の直接责任者に対して刑罰を科す。本法の各則およびその他の法律に別途規定がある場合、その規定に従う」と。

第31条の前段では、「単位が罪を犯した」という文言により、単位が犯罪の主体となることが肯定されたうえで、単位犯罪の处罚について、「単位に対して罰金を科し、かつ、直接责任を負う主管者とその他の直接责任者に対して刑罰を科す」という「双罚制」が原則として想定されている。もっとも、立法の際、「社会に危害を及ぼす程度が単位犯罪ごとに大きく異なるため、すべての単位犯罪に双罚制を適用すると、犯罪の実態に合致せず、罪刑均衡の原則を体現できない」という提案が採択されたため、同条の後段において、「本法の各

則およびその他の法律に別途規定がある場合、その規定に従う」という文言が設けられた。この後段の規定により、単位が特定の犯罪を実行した場合、単位自体ではなく、その構成員である特定の自然人を「責任者」として処罰する形式、すなわち、「単罰制」が導入されている。例えば、現行刑法第135条は、「安全な生産施設または安全な生産条件が国家の規定に適合せず、それにより重大な死傷事故が発生した、またはその他の深刻な結果をもたらした場合、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、3年以下の有期懲役または拘役を科す。情状が特に劣悪な場合は、3年以上7年以下の有期懲役を科す」と規定している。

単位犯罪に適用される刑罰の種類については、現行刑法の立法過程でも論じられていた。例えば、「単位犯罪を効果的に予防し処罰するため、罰金に加えて、外国の立法例に倣い、事業活動の範囲の制限、営業許可の取消、財産の没収、栄誉称号の剥奪など、単位に適用される新たな刑罰を設けるべきである」という提案がなされた。しかし、立法機関は、多様な刑罰を設定することの複雑さと、営業許可の取消など一部の措置がすでに行政法に規定されているという事実を考慮し、同提案を採択しなかった。⁽³⁸⁾したがって、単位に対する処罰は罰金のみとなっている。

第三款 現行刑法各則における単位犯罪の規定

各則においては、1997年以前の法人処罰に関する規定を受けて、単位犯罪として構成できる犯罪とその処罰が規定されている。

また、現行刑法の改正から現在までに、立法機関は1部の『全国人民代表大会常務委員会の外貨の詐取、不正送金および違法な外貨取引犯罪の処罰に関する決定』と12部の『中華人民共和国刑法改正案』（以下、『刑法改正案』という）を順次公布してきた。さまざまな理由によって現行刑法は改正されてきたが、その際に新たな単位犯罪が多数追加されている。例えば、現行刑法第312条（犯罪所得およびその収益を粉飾・隠蔽する罪）は、当初、「犯罪により得た不法な収益またはその果実であることを知りながら、隠匿・移転・買収・販売の代行またはその他の方法により粉飾または隠蔽した者は、3年以下の有期懲役、拘役または管制に処し、罰金を併科または単科する。情状が重い場合、⁽⁴⁰⁾

3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」と規定されていた。⁽⁴¹⁾『刑法改正案（7）』によって、この第312条に第2項が追加され、本罪が単位によって構成できる犯罪となっている。現行刑法の第312条第2項は次のように規定している。すなわち、「単位が前項の罪を犯した場合、単位に対して罰金を科し、かつ、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、前項の規定に従って处罚する」という双罚制の規定である。

現在、現行刑法の各則は129の法条を用いて170の単位犯罪を規定している。そのうち154が双罚制の犯罪であり、16が単罚制の犯罪である。もっとも、法人犯罪と自然人犯罪を区別しない英米の立法モデルと比較すると、中国における単位犯罪の具体的な罪に関する立法は明らかに断片的である。⁽⁴²⁾単位犯罪は主に各則の第3章「社会主义市場経済秩序を破壊する犯罪」と第6章「社会管理の秩序を妨害する犯罪」に集中している。また、各則の多くの規定に単位犯罪があるものの、法人による犯行といえる事態が多発し被害も深刻であるにもかかわらず、単位犯罪の規定がない犯罪も存在する。例えば、経済活動によく見られる融資詐欺行為や、危険物による事故行為は、単位犯罪として規定されていない。⁽⁴³⁾

具体的な处罚については、双罚制の単位犯罪の場合に、現行刑法の各則では「単位に罰金を科す」としか規定されていないことが多い。この文言は罰金に上限がないということを意味するものではないとされているが、具体的な範囲は明確にされていない。また、同じ犯罪であっても、単位犯罪により自然人が处罚される場合、その刑罰が自然人犯罪の場合と比べて、より寛大であるという状況がある。⁽⁴⁴⁾例えば、現行刑法の第175条（高利転貸罪）は以下のように規定している。すなわち、「①利益を図る目的で、金融機関の融資を不正に獲得して、それを高利で他人に貸し出した者は、その不法収益で数額が比較的大きいときは、3年以下の有期懲役または拘役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。数額が非常に大きいときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。②単位が前項の罪を犯したときは、単位に対して罰金を科し、かつ、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、3年以下の有期懲役または拘役に処する」。⁽⁴⁵⁾

この規定によれば、自然人による高利転貸の場合、法益侵害の重さによって2つの法定刑の幅が設置されており、また、最低の法定刑は、「3年以下の有期懲役または拘役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。」、すなわち「自由刑+財産刑」ということである。これに対して、単位による同罪の場合、責任者の法定刑が「3年以下の有期懲役または拘役に処する」という「自由刑」しか定められておらず、罰金は単位に対して科されるのみとなっている。つまり、高利転貸罪の場合、刑の幅にしても処罰の内容にしても、単位犯罪による自然人の処罰が自然人犯罪と比べて軽減される傾向にある。

第二章 中国における法人処罰の司法実践

現行刑法第31条では「単位が罪を犯した」と規定されているが、事実として⁽⁴⁷⁾は、単位が自然人を通じて犯罪を実行することが前提となっている。上述の通り、現行刑法においては、同じ犯罪であっても、単位犯罪による自然人の処罰と自然人犯罪の処罰との間に差があるという状況が存在しているため、単位犯罪と自然人犯罪をどのように区別するのかは極めて重要である。⁽⁴⁸⁾しかし、現行刑法には単位の刑事責任や処罰方法ないし単位が構成できる犯罪についての規定があるものの、具体的な単位犯罪の認定に関して明確な基準が示されているとはいえない。このような状況の中で、中国の最高司法機関、すなわち最高人民法院（最高裁判所。以下、最高院という）と最高検は、司法解釈などの文書⁽⁴⁹⁾と指導性案例を通じて、単位犯罪の一般的な成立要件という形ではないものの、いくつかの個別犯罪に関する司法解釈などの中で、単位犯罪の認定について記述している。これらを整理することで、実務において運用されている法人処罰の実態を抽出することが可能であると考えられる。

第一節 法人処罰の認定について

第一款 単位犯罪の成立が否定される場合

「最高人民法院の単位犯罪事件を審理し具体的に法律を応用し関連問題に関する解釈」（法釈〔1999〕14号）（以下、「最高院単位犯罪解釈」という）という司法解釈には、どのような場合に単位が罪を犯したと認定するのかについて

の明示的な規定はない。しかし、同解釈第3条において、単位犯罪と認定すべきでない場合として、「〔個人が〕単位の名義を盗用して犯罪を実行し、かつ不法な利益が犯罪を実行した個人によって私物化された場合は、刑法における自然人犯罪の規定により罪を認定し、处罚する」との定めがある。本条によって、実際に単位犯罪の成立が否定された次のような裁判例がある。不法経営被告事件⁽⁵¹⁾において、被告人甲と乙は巨額の利益を得る目的で、所属する会社Aの名義を使用し、利益の還元および紹介費を支払うと偽った高額な投資計画を提示して消費者を勧誘した。この手段により、60人から120万人民元以上を受け取り、その資金は会社Aの社員丙および被告人甲の口座に入金された。結果として、被告人甲と乙は6万元の不法な利益を得た。そのため、被告人2名は現行刑法第225条（不法経営罪）によって起訴された。被告人側は本件が単位犯罪に該当することなどを主張したが、第1審は、「被告人2名は個人的な利益追求を目的として会社の名義を用いて犯罪を実行しており、領収書には会社の実印が押されているものの、単位意思の完全性や不法な利益が会社に帰属していることは明らかではないため、この犯罪は単位犯罪には該当しない」と述べ、被告人両名は自然人の不法経営罪として有罪を言い渡された。第2審も原審を支持した。⁽⁵²⁾

「最高院単位犯罪解釈」第3条によれば、①単位の名義が盗用されていること、②不法な利益が個人に私物化されていること、という2点が認定されれば、単位犯罪は否定されるように読める。しかし、「不法な利益が個人に私物化されていること」は比較的の理解しやすいが、「単位の名義が盗用されていること」については、「単位の名義」が具体的に何を指し、またどのような場合にその「盗用」と認められるのかについてさらなる解釈を要する。にもかかわらず、「最高院単位犯罪解釈」と上述の裁判例では、その具体的な内容について明示されていない。また、学界においても「最高院単位犯罪解釈」第3条を検討するにあたり、単位の名義によって行われた犯罪が自然人犯罪か単位犯罪か区別する際、①についてはあまり重視されておらず、②の「不法な利益の帰属」の認定が非常に重要であると考えられている。その理由は、主な単位犯罪が経済犯罪であるという状況において、「不法な利益の帰属」を通じて行為者の犯罪の

動機が推定され、それが単位への帰責の根拠となっているためである。すなわち、不法な利益が単位に帰属する場合、行為者が単位のために犯罪を行ったと判断されるため、単位の名義によって行われた犯罪であれば、単位犯罪と認定され単位が帰責される。一方、不法な利益が個人に私物化されている場合、行為者が自らの利益のために犯罪を行ったと評価され、単位の名義が用いられていてもそれは単位名義の濫用とされ、単位犯罪は成立せず単位は帰責されない。⁽⁵⁴⁾

第二款 単位犯罪の積極的な認定方法

「最高院単位犯罪解釈」は単位犯罪の成立が否定される場合しか規定していないものの、指導性案例からは単位犯罪の認定方法に関する手がかりが得られる。例えば、最高院が公布した刑事裁判例の第195号である。本件において、国有会社のサブマネージャーである被告人甲は、1995年10月以降、会社リーダーの決定に基づき担当していた豚の購入事業においてリベートを受け取り続け、1996年6月の時点で総額22万人民元以上のリベートを受け取っていた。この事実を知った同じくサブマネージャーである被告人乙は、被告人甲にリベートを個人的な利益として要求し、被告人甲が被告人乙にリベートを個人的な利益として自発的に供与したこともあった。その結果、被告人甲は81,600人民元、被告人乙は46,000人民元のリベートをそれぞれ私物化した。その後、被告人甲と被告人乙を含む会社役員8名が、会社の意思決定機構の決定に基づき、リベートを記帳せずに8人それぞれが8,000人民元を個人的な利益として分配した。そのため、被告人2名は現行刑法第385条第2項（収賄罪）によって起訴された。被告人甲は「①被告人甲は会社の決定に基づきリベートを受け取ったため、その行為は会社の行為である。②リベートの処分について会社の同意があるため、被告人甲の行為は収賄罪に該当しない」と主張した。被告人乙は「①46,000人民元は会社からの借金である。②8,000人民元は会社の決定によって受け取ったものであり、被告人らの行為は収賄罪に該当しない」と主張した。第1審は、「被告人2名は受け取られたリベートを私物化している以上、その行為は収賄罪に該当する」と述べ、被告人2名に有罪を言い渡した。被告人乙は同様の主張により控訴したが、第2審は「①借金の主張について、借用書が存在せず、被告人甲も借金であることを否認しているため、この主張は認

められない。②46,000人民元について、被告人乙はリベートが記帳されないことを知りつつ、46,000人民元を私物化したため、個人的な収賄行為と認定される。③8,000人民元について、会社リーダーの決定に基づいて受け取られたものであるが、被告人乙は会社のサブマネージャーとしてリベートが記帳されないことを知りつつ、8,000人民元が個人的な利益として処理される決定に参与したため、これも被告人乙による故意の個人的犯罪であり、個人的な収賄行為と認定される。④収賄罪の適用について、リベートが私物化された当時、被告人2名は国家工作人員ではなかったため、その行為は現行刑法第385条第2項（収賄罪）ではなく、第163条（会社・企業人員収賄罪）に該当すると判断される」と述べ、原審を破棄し、さらに判決をした。刑事裁判例第195号の「裁判理由」では、「ある犯罪が単位犯罪として成立するかの判断について、以下の二つの側面を考察する必要がある。第一に、犯罪が単位の名義によって行われること、つまり、単位の意思決定機構の決定、または単位の責任者や授権された他の従業員の決定や同意によることである。第二に、単位のために不法な利益を図り、または不法な利益の大部分が実際に単位に帰属していることである」と述べられている。⁽⁵⁷⁾

その後、金融犯罪や密輸犯罪に関する文書にも、以上と同様の単位犯罪の認定方法を確認できる記述が見られる。まず、現行刑法各則第170条ないし第200条⁽⁵⁸⁾で規定されている金融犯罪について、法律の条文を正確に適用するために、最高院は「全国裁判所が金融犯罪事件を審理する業務に関する座談会の議事録」（法〔2001〕8号）（以下、「最高院金融犯罪議事録」という）という文書を公布した。単位犯罪について、「最高院金融犯罪議事録」は、「刑法および『最高院単位犯罪解釈』の規定に基づけば、単位犯罪とは、単位の名義で行われ、かつ、不法な利益が単位に帰属する犯罪を指す」とし、また「単位犯罪において直接責任を負う主管者とその他の直接責任者の認定については、直接責任を負う主管者とは、単位が犯した犯罪で決定・承認・許可・容認・指示などの役割を果たす者を指し、一般的には、法人の代表者を含む単位の主管責任者であり、その他の直接責任者とは、単位犯罪事件において具体的な犯罪を実行し、かつ、大きな役割を果たす単位の経営および管理担当者、または雇用され

た者を含む単位の従業員である。なお、単位犯罪において、リーダーの指示や命令を受けて特定の犯罪を行う者は一般的には直接責任者として刑事責任を追及されるべきではない」と規定している。この議事録から、①「行為者が単位の名義で犯罪を行い、不法な利益が単位に帰属する場合、当該犯罪は単位犯罪となる」という見解が、現行刑法と「最高院単位犯罪解釈」により導かれていること、および、②単位犯罪の場合、単位そのものと、直接責任者となる犯罪を決定した単位の主管責任者および事件において大きな役割を果たす実行犯が、双罰制によって処罰されることが読み取られる。

また、現行刑法各則第151条ないし第157条において規定されている一連の密輸犯罪について、最高院、最高検および税関総署は、「最高人民法院と最高人民検察院および税関総署の密輸刑事事件について法律を適用する関連問題に関する意見」(法〔2002〕139号) という司法解釈を公布した。その第18条は、単位による密輸犯罪およびその直接責任を負う主管者とその他の直接責任者の認定について、「以下の特徴を備えている場合、単位による密輸犯罪と認定しうる。(1) 密輸犯罪が単位の名義で行われること、すなわち、単位の意思決定機構の決定、または単位の責任者または授権された他の従業員の決定や同意によるものであること、(2) 単位のために不法な利益を図り、または不法な利益の大部分が単位に帰属していること」と規定している。以上の条文は、「最高院金融犯罪議事録」と同様に単位の名義と不法な利益の帰属を単位犯罪の成立要件としていると評価されうる。加えて、本司法解釈では、「最高院金融犯罪議事録」と異なり単位の名義についても記述があり、単位の名義とは、法人の意思決定機構の決定、あるいは権限を持っている者の決定によって行われた場合のこととされている。

第三款 小括

本節の考察によれば、どのような場合に単位が犯罪をしたと認められるかについては、実務上、「単位の名義で犯罪が行われること」と、「単位のために不法な利益を図り、または不法な利益の大部分が単位に帰属していること」という二つの基準が設定されているといえる。「単位の名義」については、主に以下の3種類の特定主体の意思が考察される。第一に、単位の意思決定機構が下

した決定である。例えば会社の取締役会の決定がこれに当たる。第二に、単位の主管責任者が下した決定である。例えば法人の代表者が下した決定、または法人格を持たない支店の支店長による決定である。⁽⁶¹⁾ 第三に、その他の権限を有する者が下した決定である。例えば役員が職務権限に基づいて下した決定、または授権された特定の従業員による決定である。また、「不法な利益の帰属」に関しては、行為者の犯罪動機を推定することで、単位犯罪と自然人犯罪を区別する手掛かりとなると考えられている。

第二節 裁判例

前節では、司法文書などを通じて、中国司法における単位犯罪の認定方法を示した。しかし、この認定方法は、特定の犯罪類型に関する文書で述べられた文言に基づくものであり、単位犯罪全般に適用される一般的な判断方法とは断言できない。そこで、本節では、金融犯罪や密輸犯罪以外の犯罪類型において、類似の認定方法が適用された具体的な裁判例を挙げる。さらに、近年注目されている司法動向として、特定の自然人を媒介とせずに単位犯罪を判断する考え方を示唆する裁判例も存在する。この判例についても、本節で紹介する。

第一款 単位の意思決定機構による決定が単位の名義に該当するとして単位犯罪が認められた裁判例

单位収賄および国有資産不正分配被告事件において、⁽⁶²⁾ 单位収賄と国有資産不正分配の2つの事実が認定された。⁽⁶³⁾ 单位収賄の事実について、政府全額負担の国有事業単位である被告図書館は、職員の福利厚生を向上させる目的で、被告図書館の館長である被告人をはじめとなる上級者らが集団で討議して決定したことにより、書籍購入の過程で、帳簿外でのリペート収受を行った。この手段によって、被告図書館は書籍販売企業から総額36万人民元以上を受領し、その金額は職員の福利厚生費や図書館のその他経費に充当された。⁽⁶⁴⁾ 国有資産不正分配の事実について、被告人は、書籍販売企業に架空の書籍購入請求書を発行させたり、虚偽の労務費を申告するなどの手段を用いて、財政資金6万人民元以上を被告図書館のために不正に取得し、そのうち、5万人民元以上が職員全体の決定によって職員個人に分配された。そのため、被告図書館と被告人は、現行刑法第387条（単位収賄罪）と第396条第1項（国有資産不正分配罪）に

論 説

よって起訴された。第1審は、「①国有事業単位である被告図書館が、経済取引において、帳簿外で各種の名目のリバートを密かに収受し、その情状が重いため、被告図書館とその直接責任を負う主管者となる被告人の行為は単位収賄罪に該当する。②被告図書館が国家規定に違反し、単位の名義で国有資産を無断で個人に分配し、その数額が比較的大きいため、被告図書館とその直接責任を負う主管者となる被告人の行為は国有資産不正分配罪に該当する」と述べ、被告図書館と被告人に対して、有罪を言い渡した。

本件は、被告単位の上級者全体または職員全体による決定が単位の名義として認められることを示す事例である。

第二款 単位の主管責任者による決定が単位の名義に該当するとして単位犯罪が認められた裁判例

付加価値税専用請求書不正作成被告事件において、一人会社である被告法人は、2008年1月8日に設立され、同年9月23日および10月28日に、被告法人の代表者である被告人は他社に指示し、32,111.11人民元および50,854.70人民元の付加価値税専用請求書を不正に作成させ、この2枚の付加価値税請求書が作成された同月に、それを用いて税務局に控除を申告し、合計82,965.81人民元の税金控除による利益が騙取された。そのため、被告法人と被告人は、現行刑法旧第205条（付加価値税専用請求書不正作成罪）によって起訴された。第1審は、被告法人と直接責任を負う主管者となる被告人に対して、有罪を言い渡した。

本件において、一人会社は単位犯罪の主体となりうるかが問題となった。この問題について、一人会社の場合は法人と株主との意思や財産が区別できないため、単位犯罪の主体に該当しないという考えは採用されず、本判決は、一人会社である被告法人自体の意思を認め、その代表者である被告人の決定が主管責任者の決定として被告法人の意思を体現していると認定し、一人会社であっても単位犯罪の主体となりうるとする見解を支持した。

第三款 その他の権限を有する者による決定が単位の名義に該当するとして単位犯罪を認められた裁判例

脱税被告事件において、1998年2月6日から同年12月23日にかけて、被告法

人はある医薬品を合計566,600箱製造したが、被告法人のマネージャーである甲の指示により、そのうち358,313箱のみが被告法人の帳簿に記載され、残りの208,287箱は別の裏帳簿に記録された。仮領収書を作成している同社の営業員は裏帳簿に記録されている医薬品を受け取って販売することが可能であり、被告人が被告法人の代表者を担当していた期間の1998年1月から1999年1月までに、5,123箱の医薬品が仮領収書によって受け取られ販売され、その収入4,508,240人民元は記帳されず、税金も申告されていなかった。この結果、被告法人は、同期間に納品すべき税金の52.97%に相当する付加価値税655,043.42人民元を脱税したとされた。そのため、被告法人と被告人は、現行刑法旧第201条（脱税罪）によって起訴された。第1審は、被告法人と直接責任を負う主管者となる被告人に対して、有罪を言い渡した。被告法人が、量刑が重すぎると主張して控訴し、被告人が、「①被告法人の規約によれば、社内では明確な権限分担があり、代表者である被告人は生産や納税などの職務を担当しておらず、脱税を決定した客観的な事実がない。また、主観的にも脱税の故意を持っていない。そのため、被告人は直接責任を負う主管者として責任を負うべきではない。②被告法人のマネージャーである甲が、同社の生産、在庫、販売、納税の直接責任者として、脱税行為が行われることを決定したので、甲が責任を負うべきである」と主張して控訴した。第2審は、被告法人の控訴を支持し、「脱税行為は被告法人のマネージャーである甲の決定によるものであり、被告人を直接責任を負う主管者として認めるには証拠が不十分であり、被告人は無罪となる」と述べ、原審を破棄し、さらに被告法人に有罪を言い渡すと同時に、被告人を無罪とした。

本件においては、代表者である被告人を直接責任を負う主管者と認定すべきかが問題となった。第1審が被告法人と被告人に有罪判決を下したのに対し、第2審は、被告法人の社内の職務分担を考慮し、脱税行為を決定したのは同法人のマネージャーである甲であると認定し、これによって単位犯罪が成立すると認めるに同時に、被告人を無罪と判断した。第2審が「甲の決定によって単位犯罪が成立する」と認めたことからすれば、社内の権限分担や実務上の責任に基づき、単位の主管責任者とは別に、その他の権限を有する者の決定を根拠

に単位の名義と認定されることを示す事例である。

第四款 特定の自然人を媒介とせずに単位犯罪を判断する見解を示唆する裁判例

国民個人情報侵害被告事件において、会社Aの子会社Bのマネージャーである被告人甲と、子会社Cのマネージャーである被告人乙は、市場シェアを確保しドライミルクを売り込む目的で、子会社Cの従業員に対し、不適切な人的関係を利用することや謝金を支払う方法で医療関係者から妊娠婦らの個人情報を取得するよう指示し、その個人情報を取得した。そのため、甲および乙を含む被告人9名は、現行刑法旧第253条の1（国民個人情報侵害罪）によって起訴された。被告人側は「当該行為は単位犯罪に該当すべきであるにもかかわらず、自然人犯罪として訴追されている」と主張した。これに対し、会社Aは「当社の政策および職員行動規範に基づき、職員が消費者の個人情報を無断で収集することは許されず、医療専門家に対して金銭や物品で誘惑する行為も明確に禁止されている」と証言した。第1審は会社Aの証言を採用し、「被告人らは法律および会社の禁止規定を理解したうえでこれに違反し、業績達成を目的に医療関係者へ利益を供与して個人情報を取得した。この行為は会社Aの意思を体現したものではなく、単位犯罪には当たらない」と述べ、甲および乙を含む被告人9名に対し、自然人犯罪として有罪判決を言い渡した。被告人側が同様の理由で控訴したが、第2審は、「単位犯罪は、本単位のために不法な利益を図り、単位の意思決定機構または主管責任者の決定によって実施される犯罪である。本件において、控訴人らは会社の管理規定に違反し、個人の業績のために個人情報侵害の行為を行ったものであり、これは個人の行為と認められる」と述べ、原審を支持した。

本件では、国民個人情報侵害行為が単位意思によって行われたか否かを判断する際、第1審は社内の特定の自然人による判断に依拠せず、会社の政策や職員行動規範など法人内部の管理体制に基づいて判断し、単位犯罪不成立とした。第2審は、「単位犯罪は、本単位のために不法な利益を図り、単位の意思決定機構または主管責任者の決定によって実施される犯罪である」と述べたが、最終的な判断において、「控訴人らは会社の管理規定に違反し、個人の業績のた

めに個人情報侵害の行為を行った」として、「会社の管理規定違反」を単位犯罪否定の根拠とした。両判決は、単位意思の有無を判断する際、特定の自然人を媒介とせず、法人内部の管理規範や制度を基準とする新たな視点の可能性を示した裁判例として、中国において注目されるものと評価されている。⁽⁷²⁾

第三節 まとめ

本章では、中国の司法実践において単位犯罪がどのように認定されているかを、司法解釈などの公的文書や裁判例を通じて整理した。

現行刑法では単位犯罪の成立要件が十分に明示されていないという状況を踏まえ、最高院と最高検は主に個別犯罪に関する司法解釈などを公布し、その中において単位犯罪の成立要件が示唆されている。すなわち、「単位の名義で行われること」と「単位のために不法な利益を図り、または不法な利益が単位に帰属していること」という二つの基準である。具体的には、①単位の意思決定機構や主管責任者、あるいはその他の権限を有する者が下した決定による「単位名義」の判断、②犯罪による不法な利益が単位に帰属するか否かの考察が重視されている。

以上の認定方法は特に金融犯罪や密輸犯罪に関する司法文書で示されているものの、汚職犯罪や税務犯罪など他の犯罪類型においても、類似の判断方法を適用した裁判例が見られる。そのため、実務上、この認定方法は単位犯罪成立について一般的な判断方法といえる。

さらに、近年の裁判例は、特定の自然人を媒介とせず、法人内部の管理規定や行動規範から単位意思の有無を認定する視点を示唆しており、単位犯罪の評価基準を多元的方向へ拡張する可能性も示されている。

- (1) 川崎友巳『企業の刑事责任』（成文堂、2004年）225頁。
- (2) 品田智史「デジタル化社会におけるガバナンスと刑法」千葉恵美子編『デジタル化社会の進展と法のデザイン』（商事法務、2023年）664頁以下参照。
- (3) *See United States v. ZTE Corporation*, 3:17-cr-00120, (N.D. Tex. 2017).
- (4) *See United States v. Huawei Technologies Co. LTD*, 1:18-cr-00457, (E.D.N.Y 2018).
- (5) 中国における刑事法によるコンプライアンス・プログラムの促進に関する制度

を紹介する最近の日本語文献として、星周一郎「企業コンプライアンスにおける刑事法の機能」佐伯仁志はか編『刑法の理論と実務（第6号）』（成文堂、2024年）89頁以下がある。なお、2024年7月頃から、最高検のホームページその他の広報において企業コンプライアンス改革に言及されなくなり、その後の関連事例も公布されていない。そのため、公式発表はないものの、何らかの問題（本文第三章第一節第二款も参照）によって、改革が（一時的に）停止している可能性がある。そのこともあって、コンプライアンスによる不起訴に関する中国の研究活動も急激に減少している。

- (6) 中国では、「単位犯罪」という。
- (7) 日本において、中国の法人処罰に関する先行研究は多くないものの、一定数存在している。1997年に刑法が全面的に修正された後、いくつかの論文が中国における法人処罰の背景、立法および司法の状況、さらに法人犯罪の成立要件などについて考察を行っている。具体的には、黎宏「中国における法人犯罪についての一考察」同志社法学48巻6号（1997年）160頁以下、同「中国の法人処罰に関する研究（二）」同志社法学52巻3号（2000年）96頁以下、馮軍「新刑法における単位犯罪」西原春夫編『日中比較経済犯罪』（成文堂、2004年）193頁以下など参照。また、法人処罰を特定の視点から論じた研究も存在する。具体的には、張凌「中国刑法における管理監督過失」西原春夫先生古稀祝賀論文集編集委員会編『西原春夫先生古稀祝賀論文集〔第二巻〕』（成文堂、1998年）115頁以下、劉艷紅「組織体により法定個人犯罪を実施した場合の刑事責任」山口厚はか編『日中刑法の基礎理論と先端問題』（成文堂、2016年）189頁以下など参照。
- (8) 黎宏（2000）・前掲注（7）96頁以下参照。
- (9) 趙秉志＝劉志偉「海峡两岸法人犯罪立法の比較研究（上）」河北法学1998年第4期8頁。
- (10) 于凱はか編『単位犯罪実務精解』（法律出版社、2019年）9頁以下参照。
- (11) 中央政法干校刑法教研室『中華人民共和国刑法総則講義』（法律出版社、1957年）108頁以下参照。
- (12) 劉白筆＝劉用生『経済刑法学』（群衆出版社、1989年）108頁。
- (13) 黎宏（2000）・前掲注（7）106頁以下参照。
- (14) 拘役とは、短期間犯罪者の自由を剥奪し、拘置所で労働改造を行う刑罰を指す。中国では、拘役は一般的に短期自由刑とみなされ、その執行は最寄りの警察機関が拘置所で行う。拘役の期間について、旧刑法では15日以上6ヶ月以下と定められていたが、現行刑法では1ヶ月以上6ヶ月以下と規定されており、併合罪の場合には期間が1年を超えることはできない。張明楷『刑法学：上〔第六版〕』（法律出版社、2021年）690頁参照。

中国における法人处罚をめぐる近時の動向（1）

- (15) 付属刑法とは、非刑事法において犯罪および刑罰について規定する法規範を指す。張明楷・前掲注（14）19頁。
- (16) 蘇惠漁「中華人民共和国刑法における法人犯罪」西原春夫編『中国刑法の形成と特色4』（成文堂、1995年）24頁。
- (17) 単行刑法とは、決定、規定、補足規定、条例などの名称で制定され、特定の犯罪および刑罰について規定する法律を指す。張明楷・前掲注（14）19頁。
- (18) 蘇惠漁・前掲注（16）24頁。
- (19) 1990年に公布された『鉄道法』第60条第1項は、「本法の規定に違反し、危険品を駅、車内に持ち込み、または非危険品の品名で危険品を託送し、重大な事故をもたらした場合は、刑法第115条の規定によって刑事责任を追及する。企業事業体（単位）、国家機関、社会団体が本項の罪を犯した場合、罰金を科し、その主管者および直接責任者に刑事责任を追及する。」と規定していた。しかし、この規定は理論的に疑問が残るとされ、1997年の刑法に引き継がれなかった（馮軍・前掲注（7）191頁参照）。また、1994年に公布された『対外貿易法』第39条は、「①輸出入原産地証明書・輸出入許可証を偽造・変造する行為に対して、刑法第167条の規定によって刑事责任を追及する。輸出入原産地証明書・輸出入許可証を売買する行為または偽造・変造された輸出入原産地証明書・輸出入許可証を売買する行為に対して、刑法第167条の規定に照らして刑事责任を追及する。②単位が前項の罪を犯した場合、罰金を科し、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して刑法第167条の規定に照らして刑事责任を追及する。国務院の対外貿易の主管部門は、その対外貿易の経営許可を取り消すことができる。③偽造・変造された輸出入許可証であることを知つて貨物を輸出入する行為に対して、本法第38条の規定によって处罚する。」と規定していた。
- (20) 馮軍・前掲注（7）193頁。
- (21) 高銘暄『中華人民共和国刑法の孕育誕生と發展完善』（北京大学法律出版社、2012年）3頁以下参照。
- (22) 「組織体犯罪」という邦訳も存在するが（甲斐克則＝劉建利編訳『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011年）80頁参照）、本稿では、「単位犯罪」が中国において固有名詞であることから、この用語をそのまま使用する。
- (23) 陳興良「単位犯罪：以規範為視角的分析」河南省政法管理幹部学院学報2003年第1期18頁参照。
- (24) 高銘暄・前掲注（21）211頁以下参照。
- (25) 最高人民法院刑法修改小組「関与對『中華人民共和国刑法（修訂草案）』的修改意見の函（1997年1月2日）」高銘暄＝趙秉志編『新中国刑法立法文献資料総覽（下）』（中国公安大学出版社、1998年）2445頁以下参照。

- (26) 最高人民法院刑法修改小組「關与刑法修改若干問題的研討与建議（1991年草擬、1993年修改補充）」高銘暄＝趙秉志編・前掲注（25）2366頁以下参照。
- (27) 高銘暄・前掲注（21）211頁参照。
- (28) 高銘暄・前掲注（21）213頁。
- (29) 侯國雲ほか『新刑法疑難問題解析与適用』（中国檢察出版社、1998年）177頁参照。
- (30) 「薛駒向八屆人大五次會議主席團報告關与法律委員會對三個法律草案的審議結果」人民日報1997年3月14日参照。
- (31) 甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）80頁参照。
- (32) 単位犯罪の主体が列挙されていても、この主体においては公私の区別や法人格などの性質が明確にされていないため、単位犯罪の認定において多くの問題が生じる可能性がある。叶良芳「論単位犯罪的形態結構——兼論単位与単位成員責任分離論」中国法学2008年第8期93頁参照。
- (33) 甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）80頁参照。
- (34) 日本では、両罰規定における法人処罰の根拠が主な議論の対象となっているのに対し、中国では、双罰制における単位構成員の処罰がしばしば議論されている。なぜなら、スタンダードな両罰規定は、行為者が犯罪を行った場合に、行為者を処罰するほか、法人も処罰するという構造であるのに対し、双罰制は、単位（法人）が犯罪を行った場合に、単位（法人）を処罰し、かつ、行為者を処罰するという構造を持っているからである。なお、スタンダードな両罰規定の説明については、井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』（有斐閣、2018年）106頁参照。
- (35) 李淳＝王尚新編『中国刑法修訂の背景与適用』（法律出版社、1998年）43頁。
- (36) 旧刑法における「転嫁罰」と現行刑法の「単罰制」は、実質的に同じであると考えられる。現行刑法が制定・公布される以前、学界では「転嫁罰」という用語が広く使用されていたが、現行刑法の公布後は主に「単罰制」という用語が用いられている（馮軍・前掲注（7）277頁以下参照）。さらに、単罰制の場合、単位に対する刑事責任に関する規定が設けられていないことから、単罰制の犯罪は単位犯罪ではないとする見解も存在する。具体的には、張明楷・前掲注（14）177頁以下、黎宏「企業合規不起訴改革的实体法障害及其消除」中国法学2022年第3期263頁など参照。
- (37) 黎宏（2000）・前掲注（7）130頁以下参照。
- (38) 全国人大常委会法工委刑法室整理「法律專家对『刑法總則修改稿』和『刑法分則修改稿』の意見」高銘暄＝趙秉志編・前掲注（25）2130頁参照。
- (39) 高銘暄・前掲注（21）216頁。
- (40) 管制とは、受刑者の身体の自由を制限せずに、その政治的権利の行使などの自

由に一定の制限を加える刑罰を指す。甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）80頁以下参照。

- (41) 甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）161頁参照。
- (42) 李本燦『刑事合規の基礎理論』（北京大学出版社、2022年）278頁。
- (43) 現行刑法第193条は融資詐欺罪について規定している。具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）129頁以下参照。
- (44) 現行刑法第136条は危険物管理事故罪について規定している。具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）104頁以下参照。
- (45) 叶良芳・前掲注（32）95頁以下参照。
- (46) 甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）119頁参照。
- (47) 法人固有の性質から法人の行為・意思を判断するという法人处罚モデルに立脚した場合、従業員が特定されなくても法人を处罚することが可能であると考えられる。しかし、その場合であっても、法人犯罪の外形は自然人が不法な行為を行ったことであると認めるはずである。
- (48) 顧肖栄「新『公司法』的人格否認制度与单位犯罪」法学2006年第10期90頁以下参照。
- (49) 司法解釈とは、中国の最高司法機関が、裁判および検察実務における法律的具体的な適用について解釈を行うことを指す。司法解釈は法律そのものではないが、法的効力を有する。張明楷・前掲注（14）38頁以下参照。
- (50) 最高院の『案例指導に関する規定』第1条によれば、指導性案例とは、最高院が公布し、全国の裁判所における裁判および執行に対して指導的な役割を果たす裁判例を指す。なお、指導性案例制度については、李艶紅「中国指導性案例制度の現状と課題——最高人民法院『案例指導に関する規定』と指導性案例を中心に——」比較法学47卷2号（2013年）27頁以下参照。
- (51) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）141頁以下参照。
- (52) (2008) 甫刑終字第485号。
- (53) 日本では三審終審制が採用されており、各審級の裁判は「第一審」「控訴審」「上告審」と呼ばれる。これに対し、中国では再審や死刑判決を考慮しない場合、二審終審制が採用されており、各審級は「一審」「二審」と呼ばれる。また、「二審」がない場合であっても、最初の裁判は「一審」とされる。
- (54) 陳興良・前掲注（23）20頁以下、黎宏「单位犯罪的若干問題新探」法商研究2003年第4期46頁以下参照。
- (55) 中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一庭、第二庭主編『刑事審判指導参考（2002年第4輯、総第27輯）』（法律出版社、2002年）54頁以下参照。なお、本件

- に加え、第151号、第211号、第231号、第251号、第305号も参照。
- (56) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注(22) 180頁参照。
また、本文下記の1997年当時の現行刑法旧第163条については、同書115頁参照。
- (57) なお、当指導案例の「裁判理由」では、第2審の法律適用について以下の問題が指摘されている。事件の当時、会社・企業人員収賄罪は「商業賄賂罪」と呼ばれていたので、商業賄賂罪と会社・企業人員収賄罪の規定が同じであるとしても、被告人両名は商業賄賂罪として処理すべきであったとされている。中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一庭、第二庭主編・前掲注(55) 62頁以下参照。
- (58) 現行刑法第170条ないし第191条は、各則の第3章「社会主义經濟の秩序を破壊する罪」の第4節「金融管理秩序を破壊する罪」に属する。このうち、第174条ないし第177条、第178条ないし第182条、および第186条ないし第191条に規定されている犯罪については、単位が実施することが可能であり、双罰制によって処罰される。また、第192条ないし第200条は、各則の第3章「社会主义經濟の秩序を破壊する罪」の第5節「金融詐欺の罪」に属する。このうち、第192条、第194条、第195条、および第198条に規定される犯罪については、単位が実施することが可能であり、双罰制によって処罰される。具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注(22) 118頁以下参照。
- (59) 議事録とは、司法実務において、法律の適用メカニズムを通じて法律を補う重要な方法を指す。特定の議事録は、その性質に応じて、個別補足の議事録または抽象補足の議事録に分類される。個別補足とは、事件の審理中に補充が行われる議事録を指し、裁判官が一定の手続に従って検討した後に形成された多数意見を反映したものである。これは特に論争の多い法律適用の問題に対応するために作成され、高い参考価値を有するものの、強制力を持つものではない。一方、抽象補足とは、裁判所が司法解釈や司法政策などの規範的な文書を作成することによって行われる補充を指す。この種の議事録は本質的に司法政策であり、「類司法解釈」として強制力を有する。このような議事録は法源として直接引用することはできないが、判決理由において論理的な根拠として用いるべきとされている。裁判所がこれを論理的な根拠として用いない場合には、法令適用の誤りとして上級裁判所は原判決を破棄する可能性が高いとされている。賀小栄「体系化思維対民事裁判統一性的内在約束——以『民法典』適用為視角」中国応用法学2022年第4期9頁以下参照。
- (60) これらの条文は、現行刑法の各則第3章「社会主义經濟の秩序を破壊する罪」の第2節「密輸の罪」に属する。すべての密輸犯罪は単位犯罪として成立可能で、双罰制によって処罰される。具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注(22) 109頁以下参照。なお、甲斐克則＝劉建利編訳『中華人民共和国刑

中国における法人处罚をめぐる近時の動向（1）

法』（成分堂、2011年）が刊行された後、第151条第1項は、「武器、弾薬、核材料または偽造された通貨を密輸した者は、7年以上の有期懲役に処し、罰金または財産の没収を併科する。情状が特に重いときは、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的に軽いときは、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。」と改正されている。

- (61) この場合、支店による単位犯罪が成立し、支店が处罚される。関連裁判例としては、(2016) 蘇刑終134号が挙げられる。
- (62) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）180頁参照。
- (63) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）182頁参照。
なお、本罪は単罰制の単位犯罪とされている。
- (64) (2018) 浙0624刑初416号。
- (65) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）135頁以下参照。
- (66) 中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一、二、三、四、五庭主編『刑事審判参考（2011年第5輯、総第82輯）』（法律出版社、2012年）1頁以下。
- (67) 中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一、二、三、四、五庭主編・前掲注（66）3頁以下参照。
- (68) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）134頁以下参照。
- (69) 中華人民共和国最高人民法院刑事審判第一庭、第二庭主編『刑事審判参考（2003年第4輯、総第33輯）』（法律出版社、2003年）1頁以下。
- (70) 具体的な条文については、甲斐克則＝劉建利編訳・前掲注（22）148頁。
- (71) (2016) 甘0102刑初605号、(2017) 甘01刑終89号。
- (72) 陳瑞華「合規無罪抗弁第一案」中国律師2020年第5期83頁以下、黎宏「企業合規不起訴:誤解及糾正」中国法律評論2021年第3期181頁以下など参照。